

平成 26 年 12 月 5 日

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会 様

北海道総合政策部知事室道政相談センター所長

北海道電力泊原子力発電所についての質問書

道行政の推進に日頃からご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

平成 26 年 11 月 7 日付けで貴会から申し入れのありましたこのことについて、質問にお答えする担当部局が複数にわたることから、当センターが取りまとめてお答えいたします。

なお、回答項目ごとに担当部局名を記入しましたので、何か不明な点がありましたら担当部局にお問い合わせ願います。

記

○第 1-01

原発事故を想定した影響などについてであります。福島原発事故の発生により、一たび重大事故が起きれば、住民生活はもとより、農林水産業、観光など、社会経済に甚大な影響があることについては、多くの方々がそのように認識をしておられます。

また、事故から 3 年半以上を経過した今なお、依然として多くの住民の皆様が避難生活を余儀なくされるなど、その影響が収束していない中で、具体的な影響試算を行うことは難しいものと考えます。

道としては、原子力発電所については何よりも安全性の確保が最優先であると考えており、福島原発事故の教訓に基づく新たな規制基準等に即して、安全対策や防災対策が確実に実行されることはもとより、安全向上や原子力防災対策の充実強化に不断に取り組んでいくことが重要と考えております。

(※以下、第 1-02 から 09、第 2-01 から 04、第 3-01 から 03、第 4-01、02、第 5-01、第 6-01、第 7-01、03 から 05、第 8-01 から 06、第 9-01、第 11-01、第 12-01 については上記と同様。)

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線 22-861)

○第 1-10

福島第一原子力発電所の事故に伴う除染については、平成 24 年 4 月 1 日付けで施行された「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づ

き、国が必要な措置を実施することとなっており、その費用については汚染原因者である東京電力(株)が負担するものとされています。

除染等の措置に当たっては、環境大臣が汚染の著しさ等を勘案し除染等の措置を実施する地域指定や計画策定を行うなど、国の責任において取り組まれています。

(※第12-02、03については上記と同様。)

(総務部危機対策局原子力安全対策課環境安全G 内線22-866)

○第2-05

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で原子力施設を設置する事業所の外へ放出されることを防止するための必要な規制が定められており、汚染水については、事業者が、この法律に基づき処理することとされています。

また、福島第一原発のように災害が発生した施設については、同法に基づき、当該施設を特定原子力施設に指定され、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うこととされています。

(※第13-01については上記と同様。)

(総務部危機対策局原子力安全対策課環境安全G 内線22-866)

○第7-02

道においては、国際原子力機関(IAEA)の国際基準を踏まえ策定された原子力災害対策指針や、福島原発事故をもとに原子力規制委員会から示された放射性物質の拡散シミュレーションの結果を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を「泊発電所から半径30kmの範囲」とし、地域防災計画を策定しております。

なお、事故の進展によりまして、30km圏外にも影響が及ぶと判断した場合には、空間放射線の実測を行い、必要な防護対策を講ずることとしております。

(※第7-06については上記と同様。)

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線22-861)

○第10-01

道では、国が定める「原子力災害対策指針」や、道の「北海道地域防災計画(原子力防災計画編)」、「緊急被ばく医療活動実施要領」に基づき、原子力災害時における避難所等での周辺住民等を対象とした汚染検査を行うとともに、汚染があった場合の除染処置、被ばく医療機関での処置を実施する体制を整備しています。

(保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療G 内線25-325)

○第10-02

道では、国が定める「原子力災害対策指針」や、道の「北海道地域防災計画(原子力防災計画編)」、「緊急被ばく医療活動実施要領」に基づき、原子力災害時における避難

所等での一時滞在者を含む周辺住民等を対象とした汚染検査を行うとともに、汚染があった場合の除染処置、被ばく医療機関での処置を実施する体制を整備しています。

(保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療G 内線25-325)

○第10-03

道では、国が定める「原子力災害対策指針」や道の「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」、「緊急被ばく医療活動実施要領」に基づき、国、関係市町村及び医療機関と連携し、住民の方々の健康相談及び健康調査を実施することとしています。

(保健福祉部健康安全局地域保健課地域保健G 内線25-511)

○第10-04

福島原発事故に関し、国では、平成23年12月の原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）において、放射線防護に関する国際基準として広く認められている国際放射線防護委員会（ICRP）の考え方を基本に、国内外の専門家の意見も踏まえつつ、年間20ミリシーベルトの基準を用いることが適当と決定したところであり、その後、この考え方に従って、対象となる市町村や住民の方々との協議を経て、同本部で審議の上、避難指示区域の見直しを行ってきているものと承知しております。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線22-861)

○第10-05

国においては、年間の被ばく線量が20ミリシーベルト以下となることが確実と確認された地域については、「避難指示解除準備区域」とし、当面の間は、引き続き避難指示を継続しつつ、住民の方々の1日でも早い帰還を目指して、除染やインフラ復旧、雇用対策などの支援策を迅速に実施するとともに、ふるさとへの帰還に向けた準備のための住民の方々の宿泊などを認めているものと承知しております。

また、避難指示の解除については、その後、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、地元自治体や住民の方々との十分な協議を踏まえ、行われるものと承知しております。

なお、国では、住民の方々が帰還し、居住を再開した後も、引き続き被ばく低減・回避のための総合的な対策を講じ、長期的な目標として、年間の被ばく線量を1ミリシーベルト以下とすることとしており、道としては、帰還された住民の方々に対する放射線の影響を可能な限り低減できるよう、こうした考え方にに基づき、国として着実に取組を進めていく必要があると考えております。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線22-861)

○第10-06

福島原発事故の発生から3年半を経過した今なお、避難指示区域においては、約

8万人の方々が長期にわたる避難生活を余儀なくされており、田村市都路地区や川内村に続き、避難指示が解除される地域が見込まれる一方で、なお長期にわたり帰還が困難な地域があることや、避難先も県境を越え、広域にわたっていることなどを踏まえた対応が必要であり、特に、長期の避難生活が余儀なくされる被災者に対しては、きめ細かな心のケアが必要と考えております。

国では、「早期帰還・定住プラン」に基づき、関係省庁が連携して、除染、インフラ・生活環境の整備などによる早期帰還支援や、復興公営住宅の整備などによる長期避難者支援などにも取り組んでいるほか、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を取りまとめ、生活支援相談員や復興支援員の充実・確保などによる見守り活動の更なる推進など、支援を強化していくこととしております。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線22-861)

○第11-02

放射能物質に汚染されているがれきについては、廃棄物処理法第2条第1項の規定により同法で規定する廃棄物には該当しません。

なお、汚染されていないものについては、同法第4条に規定するものであれば産業廃棄物、その他は同法第2条第2項で規定する一般廃棄物となります。

(環境生活部総務課企画調整G 内線24-116)

○第11-03、04

(所管する部局はありませんでした。)

○第11-05

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」で規定するがれきについては、同法により焼却灰の処分実施義務者、処分基準、処分方法についての定めがあります。

また、上記に該当しない放射性物質で汚染されたがれきについて、定めた法令は把握していません。

(環境生活部総務課企画調整G 内線24-116)

○第13-02

「災害対策基本法」に基づき、都道府県には、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、災害に関する情報の収集や伝達を行うとともに、市町村や関係機関などに対し、応急対策業務を遂行するために必要な指示や、必要な人員、物資、施設等の確保などの要請を行う権限が付与されております。

同法においては、地震、津波などの自然災害のほか、同法第2条第1号及び同法施行

令第1条の規定に基づき、放射性物質の大量の放出を原因とする災害も対象としており、道においては、地震、津波などの災害と原子力災害の複合災害が発生した場合には、同法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、災害応急対策を実施することとしております。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G 内線22-861)

○第13-03

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」では、その附則において、政府は、放射性物質により汚染された土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含めた検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとするなどと規定されているところです。

道では、これまで、全国知事会などを通じて法整備を含めた原子力防災体制の強化などについて、国に要望してきているところであり、今後も国の検討状況等についての情報を収集し、必要な法整備等について国へ要望していきます。

(環境生活部総務課企画調整G 内線24-116)

相談苦情審査グループ 電話：204-5022